

愛媛県立今治工業高等学校

学校いじめ防止基本方針

改訂 令和 7 年

1 学校いじめ防止基本方針

本校では、マニフェスト「ものづくりから人づくりへ—いい汗をかこう—」の下、「体に汗を」「頭に汗を」「心に汗を」を三つの柱として、生きる力を育む教育の充実を目指し教育活動に取り組んでいる。「心に汗を」では、豊かな心の育成を掲げて、全校生徒が安心して学校生活を送り、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進している。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）と、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針（平成 29 年 8 月 10 日改定）」に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

法第 2 条を踏まえ、「いじめ」について、次のとおり定義する。

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なこと無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟

な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織（いじめ問題等対策委員会）へ情報提供することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

いじめ問題等対策委員会（校長、教頭、教育相談課長、生徒課長、生徒指導主事、人権・同和教育課長、各学年主任、各科長、養護教諭、関係教職員等）を設置し、いじめ防止等の指導体制を確立するとともに、組織的な対応を行う。

（1）日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、専門的な知識を有する関係者等により構成される校内組織を確立するとともに保護者・地域との連携を強化する。

（2）緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を図る。

4 いじめの防止

学校の教育活動全体を通じ、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の

要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる能力を育むことも必要である。そして、全ての生徒が安心して生活できる環境を整えるとともに、生徒たちが自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを目指す。これらに加え、家庭・地域社会と一体となっていじめ防止に取り組む必要がある。

(1) 年間指導計画

いじめ防止の観点から、いじめ防止に資する多様な取組を系統的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修等、年間の指導計画を別に定める。

(2) いじめ防止に関する措置

- ・生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自主的にいじめ防止に取り組む活動を充実させる。
- ・人権・同和教育や道徳教育等を通して、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けさせる。
- ・学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談体制を充実し、スクールライフアドバイザー等を活用する。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ・どのクラスでもいじめは起こり得るとの危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ・教職員の資質・能力の向上を図るため、教職員研修を充実させる。
- ・生徒や保護者向けの資料を定期的に配布して、啓発活動を行う。
- ・家庭・地域社会・関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

5 いじめの早期発見

生徒に関する情報を全教職員で共有することは、いじめの早期発見への第一歩である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がけ、あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応しなければならない。

(1) 校内研修による教職員の緊密な情報交換

- ・報告経路の明示と報告の徹底
- ・職員会議・生徒指導委員会等での情報共有
- ・校内研修の充実
- ・要配慮生徒の実態把握と進級時の引継ぎの確実な実施

- (2) 校内巡視等によるきめ細やかな生徒観察
 - ・ 個人面談、校内巡視の定期実施
 - ・ 教室でのサイン、家庭でのサイン
- (3) いじめに関するアンケートの実施（年2回）と活用
- (4) 心配な様子が見られる生徒に対する不定期個人面談の実施
- (5) 普段からの家庭との連携・協力関係の構築

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」（別紙2）に従って速やかに報告し、事実確認をする。

6 いじめへの対処

学校がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、いじめに係る情報を適切に記録し、速やかにいじめ問題等対策委員会に報告する。いじめ問題等対策委員会において情報共有した後は、事実関係を確認した上で組織的な対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守りと通す。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人は及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、いじめが解消に至った後でも、いじめが過去にあったことを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(1) 生徒への対応

ア いじめを受けた生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・ 苦痛の共感的な理解と対応

- ・安全、安心できる環境の確保
- ・長期的な相談支援（心のケア）

イ いじめを行った生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

※ 必要に応じて、出席停止による指導、懲戒による指導及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。

ウ 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

周りで面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決していく力を育成する。

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやしたてたり黙認する意識について見つめなおす指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

※ 関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

（２）保護者への対応

ア いじめを受けた生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・事実を迅速に伝える。
- ・共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

イ いじめを行った生徒の保護者に対して事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・事実を迅速に伝える。
- ・いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

（３）全ての生徒・保護者への対応

いじめ問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識を変える必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる

内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。

※ 家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

(4) 関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を持つため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校は児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(1) ネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどの方法により、いじめを行うものである。

(2) ネットいじめの防止

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- ・科目「情報Ⅰ」における情報モラル教育の充実

ウ ネット社会についての講話の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処

8 重大事態への対応について

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ問題等対策委員会を中核とし、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手する。）

被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ問題等対策委員会において重大事態と判断した場合は、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- ・情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ・重大事態対応グループ編成
- ・関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ・PTA役員及び同窓会等との連携

- ・関係生徒への指導
- ・関係保護者への対応
- ・全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- ・全校保護者への対応
- ・マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- ・教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- ・問題の背景・課題の整理， 教訓化
- ・取組の見直し， 改善策の検討・策定
- ・改善策の実施

9 取組の検証と実施計画の見直し

(1) 学校評価への位置付け

いじめの認知件数とともに、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）を学校評価の評価項目に位置付ける。

(2) 実施状況の定期点検

職員会議やいじめ問題等対策委員会等で実施状況を報告し、改善充実を図る。

(3) 自己評価・外部評価

年度末に実施する自己評価及び外部評価（学校評議員会や学校関係者評価委員会等）により一年間の取組を見直し、次年度の年間計画を策定する。